

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の五第一項及び第六十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号(4)中「川崎東扇島防波堤東灯台」の下に「（北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒）」を加え、同号(22)中「横浜大黒防波堤東灯台」の下に「（北緯三五度二七分二四秒東経一三九度四二分二五秒）」を加え、同号(24)中「横浜本牧防波堤灯台」の下に「（北緯三五度二六分三六秒東経一三九度四一分二一秒）」を加え、同号(26)中「川崎東扇島防波堤西灯台」の下に「（北緯三五度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒）」を加え、同号(29)中「第二海堡灯台」の下に「（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）」を加え、同号(31)中「横須賀港東北防波堤東灯台」の下に「（北緯三五度一九分九秒東経一三九度四〇分三一秒）」を加え、同号(35)中「横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台」の下に「（北緯三五度二二分四三秒東経一三九度三九分三〇秒）」を加え、同表第二号(4)中「尾張野島灯台」の下に「（北緯三四度三

九分二七秒東経一三七度二九秒」を加え、同表第三号中「(271)まで」を「(273)まで」に、「(271)に」を「(273)に」に、「(272)から(276)まで」を「(274)から(278)まで」に、「(272)に」を「(274)に」に、「(276)に」を「(278)に」に改め、同号(66)中「地藏埼灯台」の下に「(北緯三四度二四分五七秒東経一三四度一四分七秒)」を加え、同号(109)中「男木島灯台」の下に「(北緯三四度二六分一秒東経一三四度三分三九秒)」を加え、同号(110)中「カナワ岩灯標」の下に「(北緯三四度二五分一八秒東経一三四度七分四九秒)」を加え、同号(128)中「大槌三角点」の下に「(北緯三四度二五分八秒東経一三三度五五分二二秒)」を加え、同号(134)中「小瀬居島三角点」の下に「(北緯三四度二二分二三秒東経一三三度五二分二二秒)」を加え、同号(142)中「鍋島灯台」の下に「(北緯三四度二二分五七秒東経一三三度四九分二五秒)」を加え、同号(156)中「二面島灯台」の下に「(北緯三四度二二分五七秒東経一三三度三七分一九秒)」を加え、同号(170)中「竜神島灯台」の下に「(北緯三四度六分一六秒東経一三三度一分三九秒)」を加え、同号(215)を次のように改める。

(215) 菊間港防波堤灯台 (北緯三四度二分一八秒東経一三二度五〇分一六秒) から三〇四度四、四三〇メートルの地点

別表第五第三号中(218)を削り、(217)を(218)とし、(216)を(217)とし、(215)の次に次のように加える。

(216) 桴磯灯標（北緯三四度八分四四秒東経一三二度五六分五秒）から二九六度三〇分四、一六〇メートル

ルの地点

別表第五第三号中(276)を(278)とし、(242)から(275)までを(244)から(277)までとし、同号(241)中「新門司防波堤灯台」の下に「(北緯三三度五二分二三秒東経一三一度三六秒)」を加え、同号(241)を同号(243)とし、同号中(240)を(242)とし、(220)から(239)までを(222)から(241)までとし、(219)を(221)とし、その前に次のように加える。

(219) 桴磯灯標から二八一度一五分三、〇〇〇メートルの地点

(220) 菊間港防波堤灯台から三〇二度一五分三、〇三〇メートルの地点

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年七月一日から施行する。

(水域の占用の許可等に関する経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域（この政令による改正前の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る

緊急確保航路の区域を除く。)内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の五第二項の許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

(罰則に関する経過措置)

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域を変更する必要があるからである。